⑷　外国の義肢装具の製作適合等に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で義肢装具士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴、⑵又は⑶に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑸　義肢装具士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であって、法附則第２条の規定により文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、法施行の際（昭和63年４月１日）現に義肢装具士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は法施行の際現にこれを修得中であって、法施行後にその修得を終えたもの

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　規則様式第６号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６か月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人テクノエイド協会において交付する受験写真台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは義肢装具士養成所又は公益財団法人テクノエイド協会において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ　４の⑴から⑶までに該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑷に該当する者が提出する書類　厚生労働大臣の義肢装具士国家試験受験資格認定書の写し

この場合、公益財団法人テクノエイド協会に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けること。

エ　４の⑸に該当する者が提出する書類　修業証明書又は卒業証明書

なお、４の⑴から⑶までに該当する者で修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成27年３月20日（金曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出されないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成27年１月９日（金曜日）から同月23日（金曜日）までに、公益財団法人テクノエイド協会に提出すること。

イ　受験に関する書類の受付時間は、アの期間中毎日（土・日曜日及び祝日を除く。）午前９時から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成27年１月23日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した場合は、受験に関する書類は返還しない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

４の受験資格の⑴に該当する者で卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成27年３月20日（金曜日）午後５時までに卒業証明書の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、59,800円とし、受験手数料の額を公益財団法人テクノエイド協会が指定する銀行の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、平成27年２月６日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

６　合格者の発表　試験の合格者は、平成27年３月27日（金曜日）午後２時に、公益財団法人テクノエイド協会及び厚生労働省にその受験地及び受験番号を掲示して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成26年11月28日（金曜日）までに公益財団法人テクノエイド協会に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　試験に関する照会先　公益財団法人テクノエイド協会　東京都新宿区神楽河岸１番１号　セントラルプラザ４階　郵便番号162―0823　電話番号03（3266）6882　ＦＡＸ番号03（3266）6881

義肢装具士試験委員の公告

第28回義肢装具士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成26年９月１日

厚生労働大臣　田村　憲久

試験委員長　芳賀　信彦

委　　員

浅見　豊子　　有薗　裕樹　　岩﨑　洋

内田　充彦　　大田　哲生　　大塚　博

加賀谷　斉　　木下　篤　　清水　順市

高嶋　孝倫　　田中　清和　　陳　隆明

中川　昭夫　　中川　三吉　　根岸　和諭

前田　眞治

第24回歯科衛生士国家試験の施行

歯科衛生士法（昭和23年法律第204号。以下「法」という。）第11条の規定により、第24回歯科衛生士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第12条の４第１項の規定により指定試験機関として指定された一般財団法人歯科医療振興財団が行う。

平成26年９月１日

厚生労働大臣　田村　憲久

１　試験期日　平成27年３月１日（日曜日）

２　試験地　北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

３　試験科目　人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能、歯・口腔の構造と機能、疾病の成り立ち及び回復過程の促進、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み、歯科衛生士概論、臨床歯科医学、歯科予防処置論、歯科保健指導論及び歯科診療補助論

４　受験資格

⑴　文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業したもの（平成27年３月13日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　厚生労働大臣の指定した歯科衛生士養成所を卒業したもの（平成27年３月13日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑶　外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国において歯科衛生士免許を得た者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第46号）様式第６号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、一般財団法人歯科医療振興財団において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所又は一般財団法人歯科医療振興財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ　４の⑴又は⑵に該当する者が提出する書類　卒業証明書又は卒業見込証明書

ウ　４の⑶に該当する者が提出する書類　歯科衛生士国家試験受験資格認定書の写し。この場合、一般財団法人歯科医療振興財団に認定書の原本を提示し、原本照合を受けること。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成27年１月５日（月曜日）から同月16日（金曜日）までに、一般財団法人歯科医療振興財団に提出すること。

イ　受験に関する書類の提出は原則として、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成27年１月16日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。